

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】2
- 北九州広域都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】3
- 北九州広域都市計画熱供給基幹施設の変更【建築都市局計画部都市計画課】4

◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】6

北九州市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
堀越地区地区計画	北九州市小倉南区大字志井及び大字堀越の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
湯川地区地区計画	北九州市小倉南区湯川三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

熱供給基幹施設

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
東折尾地区熱供給基幹施設	北九州市八幡西区夕原町

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市公告第 2 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 1 3 項ただし書の規定による許可の申請に伴い、同条第 1 5 項の規定により、利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第 1 7 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 1 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

北九州市小倉北区上到津二丁目 3 番 9 号

株式会社なかやしき

代表取締役 中屋敷善三

(2) 敷地の位置

北九州市小倉北区西港町 1 5 番 2、1 5 番 9、1 5 番 1 1、1 5 番 5 7
及び 1 5 番 6 8

(3) 用途地域

工業専用地域

(4) 建築物の主要な用途

倉庫（倉庫業を営まない倉庫）

(5) 許可する部分の用途

物品販売業を営む店舗

(6) 工事種別

用途変更

2 意見の聴取の期日

令和 2 年 1 月 2 3 日（木）午後 2 時から

3 意見の聴取の場所

北九州市小倉北区親和町 6 番 2 号

北九州市計量検査所 2 階会議室

北九州市上下水道局公告第5号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年1月17日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局長の指示する場所

(5) 入札方法 脱水ケーキ及び洗砂の予定数量に、それぞれ1トン当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1トン当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（品目：汚泥）の福岡県知事の許可を受けた者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年2月7日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和2年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月7日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に、令和2年2月7日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月26日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和2年2月27日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が市、又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規程において準用する契約規則第2条の規定に該当しない者で同規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(5) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(9) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(10) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) Nature of service to be procured

Commissioned service for collection of sewage sludge of Hiagari Treatment Plant

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m., February 27, 2020

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., February 26, 2020

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu